会津若松市上下水道局

会津若松市　上下水道局

誰でもわかる

水道事業会計

～　会津若松市版　～



蛇口をひねれば、安全な水が出る。この当たり前を次の世代へ。

令和８年１１月発行

はじめに

このガイドブックは、「水道のお金の『しくみ』」「水道事業会計の『しくみ』」（会津若松市上下水道局ホームページ）で解説した内容を、1 冊にまとめてさらに詳しくお伝えするものです。

水道事業の会計は、皆さまが支払う水道料金がどのように使われ、将来にどうつながっていくのかを表す「家計簿」のようなものです。むずかしい専門用語も、順番に読んでいただければ、きっと『誰でもわかる』ようになります。

目次

- 第 1 章　水道事業会計のしくみ
- 第 2 章　収益的収支 ―毎年くりかえす『日々の経営』のお金―
- 第 3 章　減価償却費と長期前受金戻入 ―現金が動かない費用と収益―
- 第 4 章　資本的収支 ―施設をつくる・更新するお金―
- 第 5 章　留保資金 ―将来に備える『たくわえ』―
- 第 6 章　全体のながれ ―ことばがつながると、見えてくる―
- 第 7 章　会津若松市水道事業の現状と今後
- コラム　水道に「利益」は必要なの？
- コラム　貯金は減っていく？
- おわりに

※ 各章の終わりに、広報誌「みずチャンネル」でおなじみの【おしえて！こしぇるん】の Q&A があります。

この冊子に出てくることば

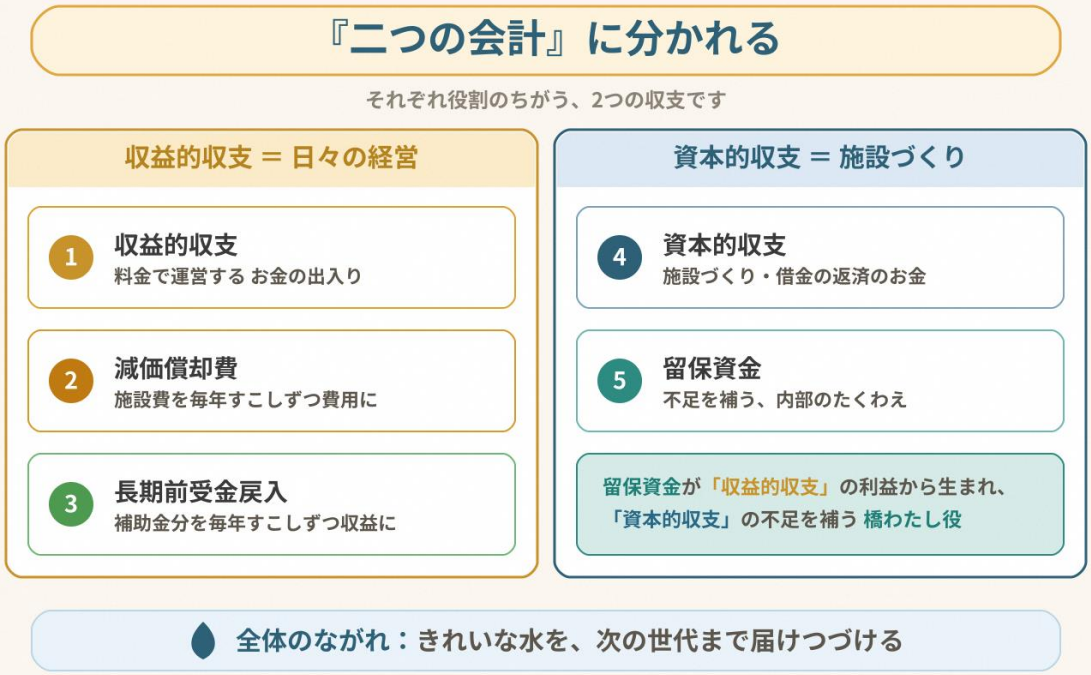
本文に出てくる会計のことばを、出てくる順にまとめました。

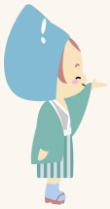
収益的収支	毎年くりかえす、日々の経営のお金の出入り（第 2 章）
資本的収支	施設をつくる・更新するお金や、借りたお金の返済の出入り（第 4 章）
減価償却費	施設を買ったときのお金を、使える年数に分けて、毎年の費用にしたもの（第 3 章）
長期前受金戻入	施設をつくるときに受け取った補助金を、毎年すこしずつ収益に振りかえたもの（第 3 章）
留保資金（補填財源）	現金が出ていかない費用などによって事業の中にたくわえられ、資本的収支の不足を補うお金（第 5 章）
一般会計	市税などをおもな財源に、福祉・教育・道路など市の基本的な仕事を行う会計。水道事業の会計とは分けて管理しています
企業債	水道管や浄水場をつくるために、水道事業が借りるお金（借入金）
建設改良費	水道管や浄水場をつくったり、新しくしたりするためのお金
繰越利益剰余金	これまでの年度の利益を積み重ねた、帳簿上の蓄え
諮問	市長が、物事を決める前に、審議会に意見を求めること（第 7 章）
答申	諮問を受けた審議会が、話し合った結果を市長に伝えること（第 7 章）

第 1 章｜水道事業会計のしくみ

水道事業の経営は、地方公営企業法という法律にもとづき、税金ではなく皆さまが支払う水道料金の収入で運営費用をまかなっています。この仕組みを「独立採算制」といいます。

水道事業会計は、大きく分けると「収益的収支（日々の経営）」と「資本的収支（施設の更新）」の『二つの会計』に分かれます。その中に、減価償却費・長期前受金戻入・留保資金などのことばが登場します。





「二つの会計」は、役割のちがう 2 つのお財布と考えるとわかりやすいよ。次のページから、ひとつずつ見ていこう！

おしえて！こしぇるん

Q　水道は市の事業なのに、税金でまかなわれていないの？

A　水道は、皆さまの水道料金を中心に運営しています。これを「独立採算」といいます。

ただし、消火栓の設置や管理のように、水道料金でまかなうのが向いていないお金もあります。こうしたお金は、国が決めたルールにもとづいて、市の一般会計（市税などでまかなう市のお財布）が負担しています（令和 8 年度予算で約 1 億 3,700 万円）。それでも、収入のほとんどは水道料金（同 約 27 億 8,900 万円）なんです。

だから、水道のお財布の中身を見ると、「水道料金の使いみち」がよく分かるんですよ。

第 2 章｜収益的収支 ―毎年くりかえす『日々の経営』のお金―

収益的収支は、毎年繰り返し発生する、日々の経営のお金の出入りです。家計でいう「給料」と「ふだんの支払い」にあたります。

収益	水道料金・加入金・長期前受金戻入　など
費用	人件費・電気代（動力費）・薬品費・修繕費・支払利息・減価償却費　など

収益 － 費用 ＝ 純利益（足りなければ純損失）

ポイントは、費用の中に、実際には現金が出ていかない「減価償却費」が含まれていたり、収益の中に、実際には現金が入ってこない「長期前受金戻入」が含まれていることです。



会津若松市の実績（令和 7 年度決算・消費税抜き）

収入合計：**29 億 5,318 万円**　支出合計：**28 億 7,450 万円**　純利益：**7,867 万円**

※ この黒字はその年度限りの収入などによるもので、令和 9 年度からは赤字になる見込みです。



おしえて！こしぇるん

Q　水道料金は、そのまま水道管の工事に使われているの？

A　水道料金は、まず毎日の運営（収益的収支）に使われます。浄水場を動かす電気代、水をきれいにする薬代、点検や修理のお金、働く人のお給料、借りたお金の利子などです。

水道管をつくり直す工事のお金は、もう一つのお財布（資本的収支・第 4 章）から出ています。そのもとになるのは、留保資金（第 5 章）と企業債（借りたお金）です。同じ水道料金でも、2 つのお財布を通って、それぞれの役目に使われているんです。

第 3 章｜減価償却費と長期前受金戻入
―現金が動かない費用と収益―

この 2 つは、どちらも「実際にはお金が動かない」のに会計上は計上される、少しふしぎな項目です。セットで覚えると理解が早いよ。



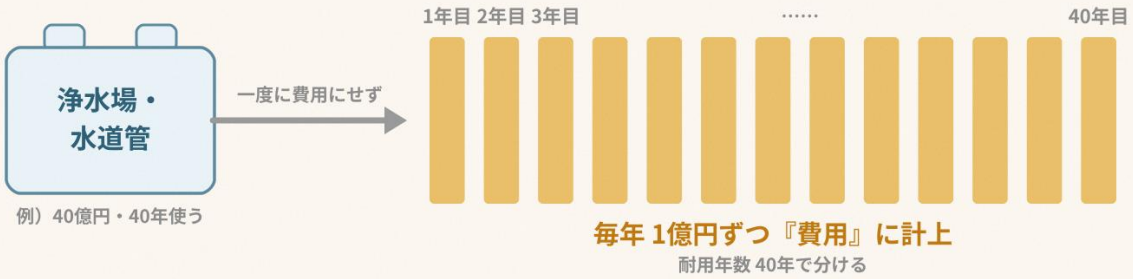
①　減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

浄水場や水道管は、何十年も使う高価な資産です。買った年に全額を費用にすると、その年だけ大赤字になってしまいます。そこで使える年数（耐用年数）で割り、毎年すこしずつ費用として計上します。たとえば 40 億円の施設を 40 年使うなら、毎年 1 億円ずつです。

ポイントは、帳簿上では費用でも、現金は減りません。その分のお金が事業の手元に残り、将来の施設更新の備え（留保資金）になります。

減価償却費 = 高い施設を『使う年数で割って』毎年すこしずつ費用に

買った年に全額にせず、耐用年数で年割りにする



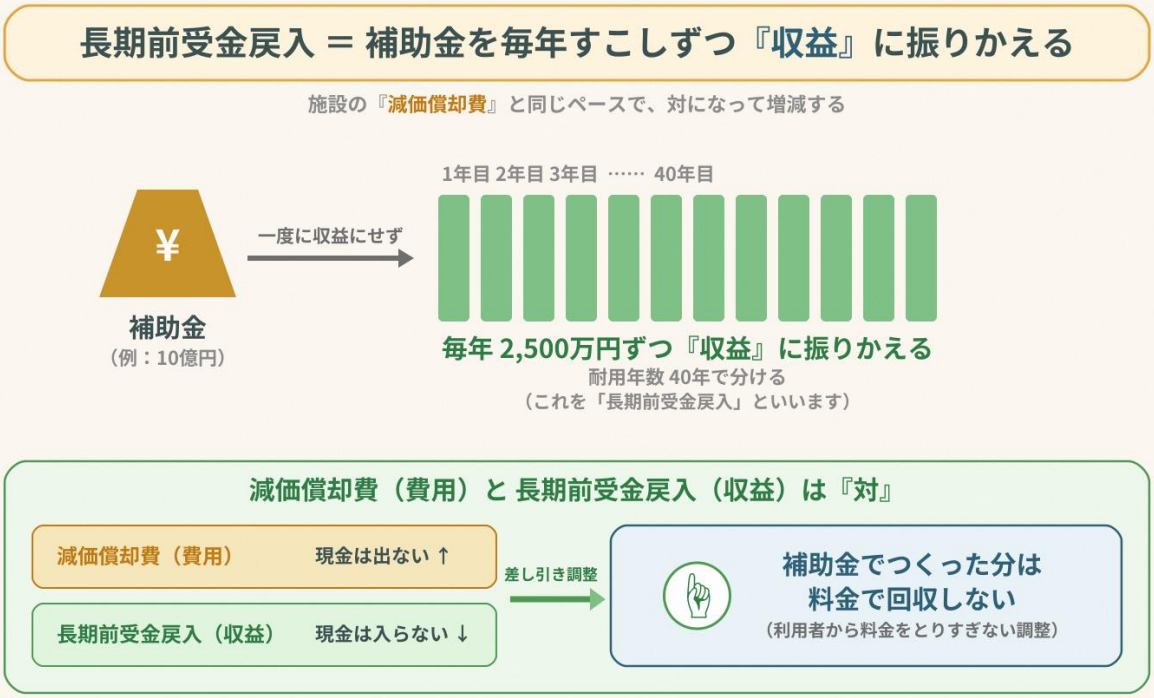
費用でも、実際には『現金は出ていかない』
その分のお金が手元に残り、将来の更新に備える『留保資金』になります

②　長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）

施設をつくるとき、国などから補助金を受け取ることがあります。公営企業会計制度では、これを受け取った年に一度に収益とせず、「長期前受金」としていったん預かり、対象施設の減価償却に合わせて毎年すこしずつ収益に振りかえます。これを長期前受金戻入といいます。

どんないいことがあるの？
補助金でつくった分は、水道料金で集めなくてすみます。
そのぶん、皆さまの料金の負担がおさえられるんです。





おしえて！こしぇるん

Q　現金が出ていかない費用なら、その分は貯金になっているの？

A　だいたい、そのとおりです。前のページで見たように、減価償却費の分は現金が減らずに手元に残り、留保資金になります（第 5 章）。ただ、長期前受金戻入は現金が入ってこない収益なので、その分は差し引いて考えます。

それから、この「たくわえ」が増えるのは、毎日の運営（収益的収支）がきちんと回っているときです。赤字が大きくなると、その分が毎日の支払いに回ってしまい、たくわえは減っていきます。

第 4 章｜資本的収支 ―施設をつくる・更新するお金―

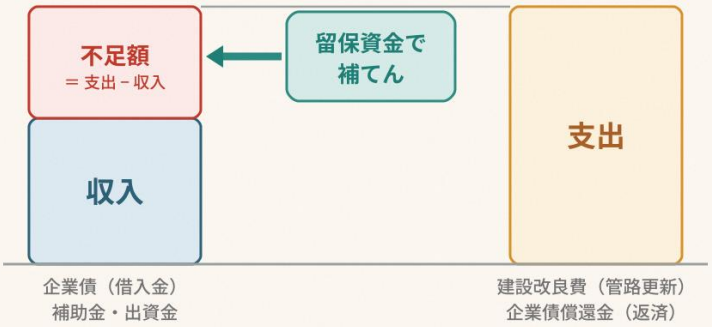
資本的収支は、施設の建設・更新や、借りたお金の返済など、将来にわたる資産に係るお金の収支です。家計でいう「家の建て替え」と「住宅ローンの返済」にあたります。

収入	企業債（借入金）、国庫補助金、出資金　など
支出	建設改良費（管路更新・施設整備）、企業債償還金（元金の返済）　など

ポイントは、施設整備や返済には多くの資金が必要なため、多くの場合、支出が収入を上回り、不足額が生じることです。この不足をどう埋めるのか、そのカギになるのが「留保資金」です。

資本的収支　＝　施設をつくる・更新する／借金を返すお金

家計でいう「家の建て替え」と「住宅ローンの返済」にあたります



施設の整備や借金の返済には、多くの場合『支出が収入を上回り』ます
足りない『不足額』を、留保資金（減価償却費など）で埋めるのがカギです

おしえて！こしぇるん

Q　古くなった水道管は、すぐに新しいものに換えられないの？

A　すぐには難しいんです。市内の水道管をぜんぶつなげると、なんと約 818 キロメートル。会津若松市から山口県くらいまで届く長さなんです！これをすべて新しくするには、とても長い「時間」とたくさんの「お金（皆さまからの水道料金）」がかかります。

そこで、市では、どの水道管から取り替えていくか優先順位をつけて、計画的に交換を進めています。その工事のお金をどこから用意するのか――カギになるのが、次の第 5 章でお伝えする留保資金です。

第 5 章｜留保資金 ―将来に備える『たくわえ』―

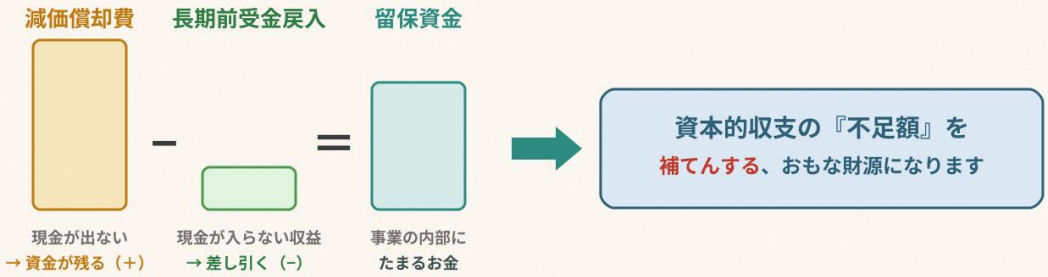
留保資金（内部留保資金）は、現金の動かない費用・収益によって、事業の内部にたくわえられていくお金で、資本的収支の不足を補う財源になります。

減価償却費は現金が出ないため、資金が残る	（＋）
長期前受金戻入は現金が入らない収益なので、差し引く	（－）
イメージ：減価償却費　－　長期前受金戻入　＝　留保資金	

この留保資金が、資本的収支の不足額を補填する主要な財源になります。そのため、減価償却費は「将来の更新のための積み立て」とも呼ばれます。

留保資金（内部にたまるお金）　＝　不足額を補う『たくわえ』

現金が動かない費用・収益から生まれる



減価償却費　－　長期前受金戻入　＝　留保資金

現金が動かない費用・収益が、事業の中に『たくわえ』られ、
減価償却費は「将来の更新のための積み立て」とも呼ばれます

おしえて！こしぇるん

Q　お金が足りないなら、借金（企業債）をして直せばいいんじゃないの？

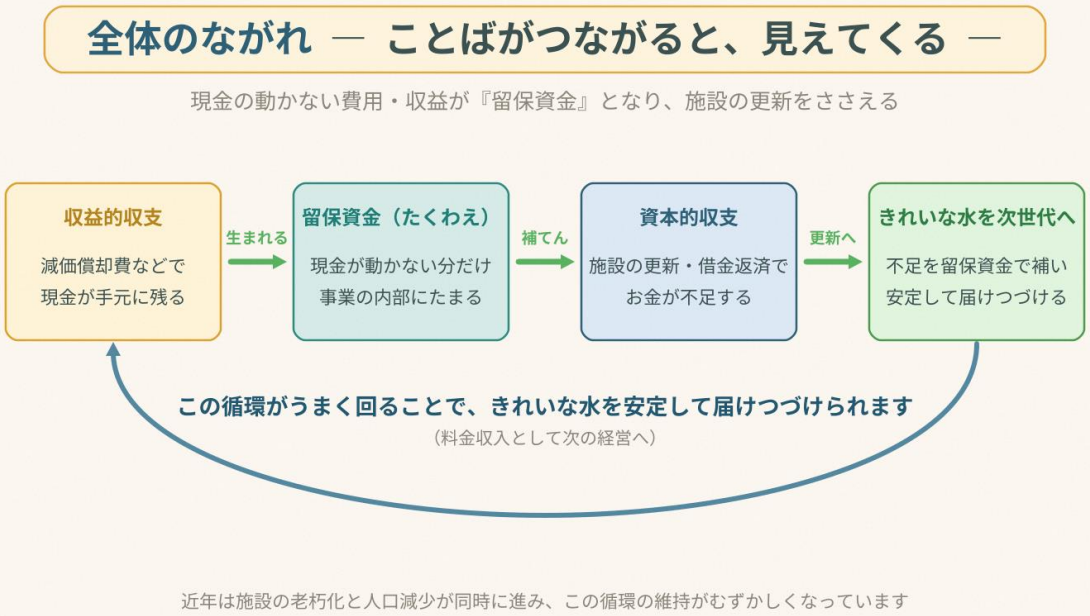
A　市では、大きな工事に企業債（借りたお金）も使っています。第 4 章で見たように、企業債は資本的収支の収入のひとつです。

でも、借りるお金をどんどん増やすと、あとで返すお金（利子もふくみます）が雪だるまのようにふくらんでしまいます。それは、子どもや孫の世代に支払いを先送りすることになります。だから、借金だけに頼るわけにはいかないんです。

第 6 章 | 全体のながれ ―ことばがつながると、見えてくる―

収益的収支のなかで生まれた留保資金（主に減価償却費）が資本的収支の不足額を補てんし、施設の更新につながります。この循環がうまく回ることで、きれいな水を次の世代まで安定して届けることができます。

近年は、施設の老朽化と人口減少が同時に進み、この循環を維持することが難しくなっています。料金のあり方を含めた検討が、全国の水道事業に共通する課題です。



おしえて！こしぇるん

Q　この「ながれ」がうまく回らなくなると、どうなるの？

A　留保資金で資本的収支の足りない分を補えなくなると、水道管や施設を新しくするのを、あと回しにするしかなくなります。

あと回しが続くと、水もれや濁った水、地震のときの被害が増えてしまいます。そして、いつかは「蛇口をひねれば安全な水が出る」という当たり前を守るのが難しくなってしまうんです。人口が減り、施設が古くなっていく中で、このながれをどう保つかは、全国の水道に共通する課題になっています。

第 7 章｜会津若松市水道事業の現状と今後

会津若松市の水道事業も、全国共通の課題である「施設の老朽化」と「人口減少にともなう料金収入の減少」に直面しています。



課題

- 水道管・浄水場の老朽化が進んでいる（昭和期に整備した水道管が、順次更新の時期を迎えている）
- 給水人口の減少により、令和 17 年度の水道料金収入は、令和 8 年度より年間約 **2 億 2,000 万円**（約 8.6%）減少する見込み
- 施設を更新するために多くの費用が必要（令和 8～17 年度の建設改良費：約 **224 億円**）

今後の方向性

- 効率的かつ効果的に水道施設を更新する（水道 DX・ダウンサイジング・広域連携）
- 経営状況の把握・分析を継続する
- 料金のあり方を含めた検討を進める（全国の水道事業に共通する課題）

※ 出典：水道事業経営戦略（令和 8 年度～令和 17 年度）



おしえて！こしぇるん

Q　最先端の技術を使えば、もう大丈夫なんじゃないの？

A　AI（人工知能）やセンサーのおかげで、「どの水道管から先に取り替えるか」を、ずっと上手に見きわめられるようになりました。これはとても大きな進歩です。

ただ、デジタル技術（水道 DX）でできるのは、仕事の進め方をかしこくすることです。古くなった水道管や浄水場をつくり直すお金そのものが、少なくなるわけではありません。市では、仕事の効率化や、施設を今の使い方に合った大きさにすること（ダウンサイジング）、近くの市町村と協力すること（広域連携）にも取り組んでいます。それでも、取り替えのお金が増えて料金収入が減っていくスピードには、追いつききれないんです。

コラム | 水道に「利益」は必要なの？

市の水道は、もうけを目的とした事業ではありません。それでも、毎年の経営で一定の利益（純利益）を出していくことが必要です。理由は 2 つあります。

① つくり直すときは、昔より多くのお金がかかるから

第 3 章で、40 億円の施設を 40 年使うなら、毎年 1 億円ずつ減価償却費として計上し、その分が将来の更新の備えになるとお伝えしました。しかし、この方法で備えられるのは「昔つくったときの金額」までです。40 年後に同じ施設をつくり直すときには、資材費や工事費の上昇や、地震に強い構造への変更などにより、40 億円では足りないことが少なくありません。この不足分は、毎年の利益で備えます。

② 借りたお金の返済は、利益の計算に入っていないから

企業債（借入金）の利子は、日々の経営（収益的収支）のなかで支払っています。しかし、借りたお金そのもの（元金）の返済は、施設づくりのお金（資本的収支）から支払います（第 4 章）。そのお金のもとになるのが、留保資金と毎年の利益です。

水道の利益は、どこへ行くの？

民間企業の利益は株主への配当などにも使われますが、市の水道には株主がいません。利益が外へ出ていくことはなく、施設の更新や借りたお金の返済など、すべて水道のために使われます。

つまり、水道の利益は「もうけ」ではなく、将来への「備え」です。大切なのは、黒字かどうかだけでなく、将来の更新に必要な備えができているかどうかです。安全な水を次の世代へ引き継いでいくために、利益は欠かせない役割を果たしています。



コラム | 貯金は減っていく？

水道事業の「貯金」にあたる留保資金は、日々の経営（収益的収支）で純利益が出ていれば増えます。しかし、人口減少による料金収入の減少などにより純利益が減ると、貯金は増えにくくなります。

また、老朽化した水道管を更新する工事には多くの資金が必要なため、貯金（留保資金）を使う場面が増えていきます。このまま続くと、将来的に資金不足が生じる可能性があります。

会津若松市の場合、収益的収支の見通しでは**令和 9 年度**に赤字へ転落し、その先の**令和 14 年度**には、資本的収支の不足を補う留保資金（補填財源）が底をつく見込みです。その手前の令和 11 年度には、これまでの利益の蓄え（繰越利益剰余金）で赤字を補いきれなくなる見通しです（会津若松市水道事業経営戦略の投資・財政計画より）。

こうした見通しを踏まえ、令和 8 年 9 月の市議会では、今後の収支を見極めたうえで、水道料金の具体的な見直し案を上下水道事業経営審議会に諮問し、その答申を踏まえて手続きを進めるとお答えしています。何がどのように変わるかが決まっているわけではありません。検討の過程は、その都度、分かりやすくお伝えしていきます。

おわりに

最後までお読みいただき、ありがとうございました。会津若松市の水道事業は、皆さまからの水道料金によって支えられています。

「蛇口をひねれば、安全な水が出る」――この当たり前の毎日を次の世代へ引き継いでいくため、今後も分かりやすい情報発信に努めてまいります。



お問い合わせ：会津若松市上下水道局　経営企画課
電話：0242-23-7227　／　ファックス：0242-22-6173